

(参考事例) 議場の多目的利用

① 沼田市（群馬県）

200人以上を収容できるホール(約450m²)

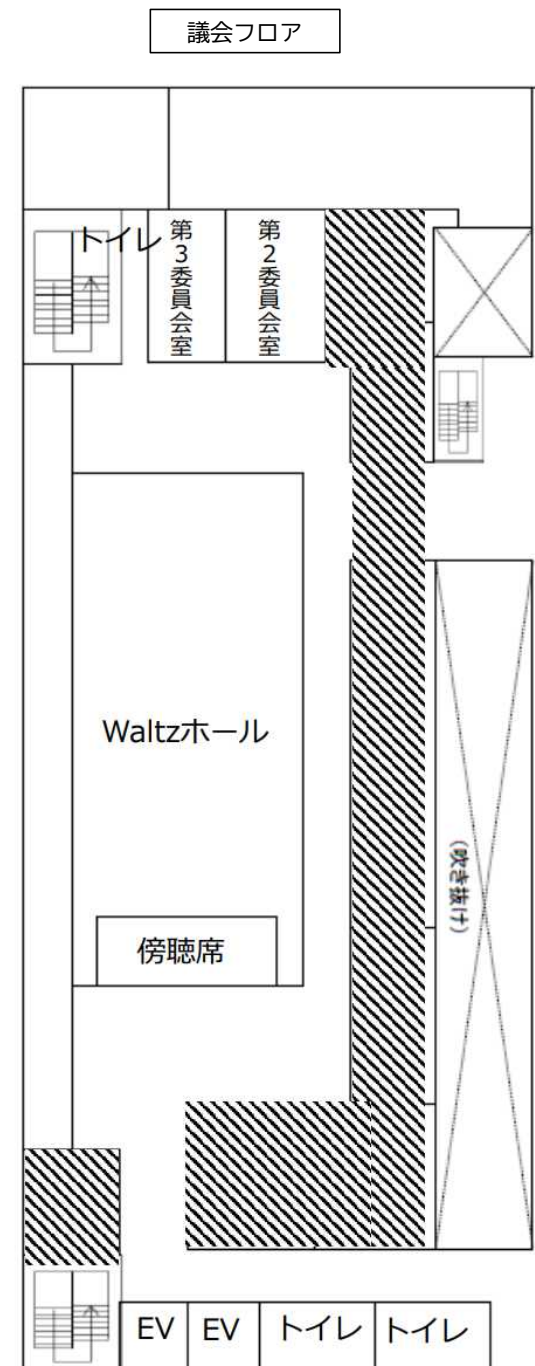
「テラス沼田」5階の議会フロアにある「Waltzホール」「第2委員会室」「第3委員会室」は、普段は沼田市議会の議場や委員会室として使用されている会議室である。

議会で使用していない期間に限り、有料で、多目的利用のホールや会議室として利用いただける。

利用料金：1,650円／時間

(利用例) 講演会、ミニコンサート、ミニ上映会 など

利用例



② 高浜市（愛知県）

まちづくり活動の場として開放

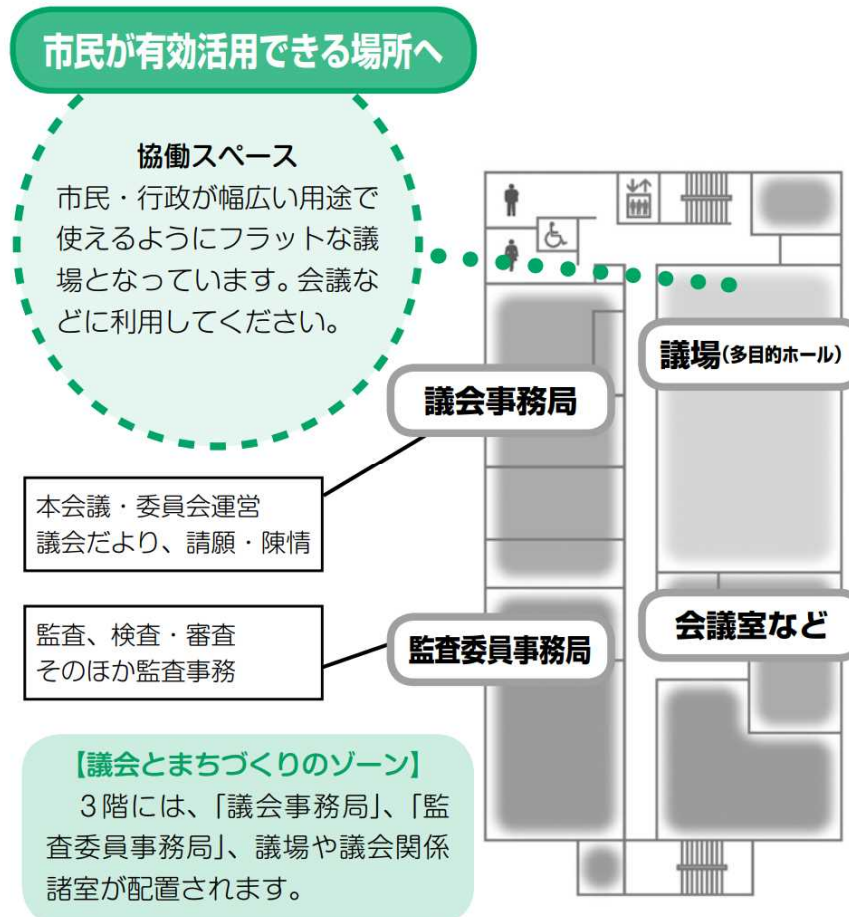
市内の各種団体等が行うまちづくり活動の場として、市庁舎議場（多目的ホール）をご利用いただける。

（利用時間） 平日 午後6～9時まで 土日・祝日 午前9時～午後9時

（利用できない日） 議会開催期間、選挙に係る事務で使用する日、年末年始
事業者が賑わいの創出事業等で使用する日

（利用者の範囲） 市内在住、在勤または在学している方

（利用料金） 1時間当たり 1,500円



3 階

議場(多目的ホール)の貸出



議場の机は折りたたむことができ、いすとともに移動が可能です。多目的ホールとしての貸出については、市役所行政グループへ問い合わせてください。（収容規模：200席程度）

③ 千代田区（東京都）

区議会議場の多目的使用（試行）

竣工2007年の庁舎（国合同庁舎との合築）では、議場の多目的使用の試行を行っている。
（2023年8月）

（利用可能な活動）

- 1.区及び区教育委員会が主催する会議、講演会、講習会その他議長が認める活動
- 2.区内に在住、在勤、在学する者の個人又は団体が主催し、区及び区教育委員会が共催又は後援する会議、講演会、講習会その他議長が認める活動

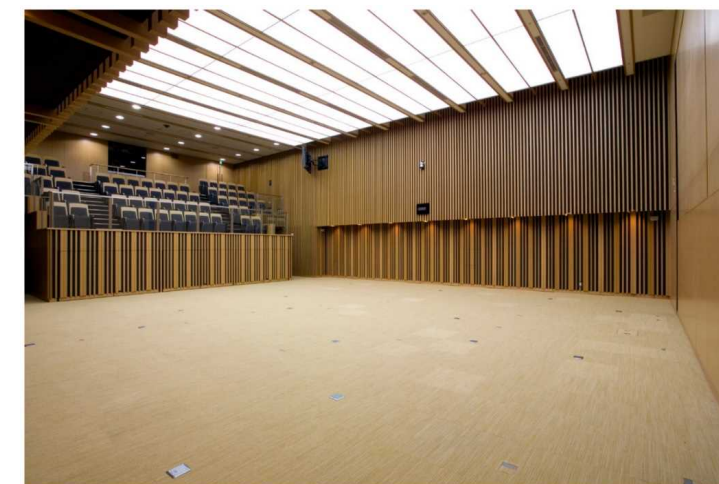
（注意事項）

- 1.原則として現状のまま使用していただきます。
- 2.故意又は重大な過失により施設又は附属設備、機器類を滅失、き損又は汚損した場合は、その損害を賠償していただくこととなる。
- 3.その他、以下の事項をお守りください。
 - (1)予約した使用目的以外の目的で使用しないこと。
 - (2)転貸しないこと。
 - (3)激しい運動等を行わないこと。
 - (4)電飾及び火気等の危険物を持ち込まないこと。
 - (5)飲食及び喫煙をしないこと。
 - (6)予約した時間を超過しないこと。
 - (7)その他貸出施設の使用について不明な点は、区議会事務局に確認すること。
- 4.新型コロナウイルスの感染状況により、使用中止とすることがある。
- 5.使用許可後、区議会が急きよ使用する必要が生じたときは、使用許可を取り消すことがある。

通常の議場



什器収納した空間



出典：コトブキシーティング(株)HP



④ 矢板市

議場の開放による多目的利用(自習室やコンサート)

矢板市議会では令和2年6月に「学生の居場所づくりに関する要望書」を市長へ提出した。

市議会も学習の場づくりのため、議場を自習室として無料開放することとした。

利用可能日時： 開庁日の午前8時30分～午後5時

(ただし、議場を会議などで使用していない場合に限る)

対象： 中学生、高校生

受付： 議会事務局(市役所3階)で直接申込

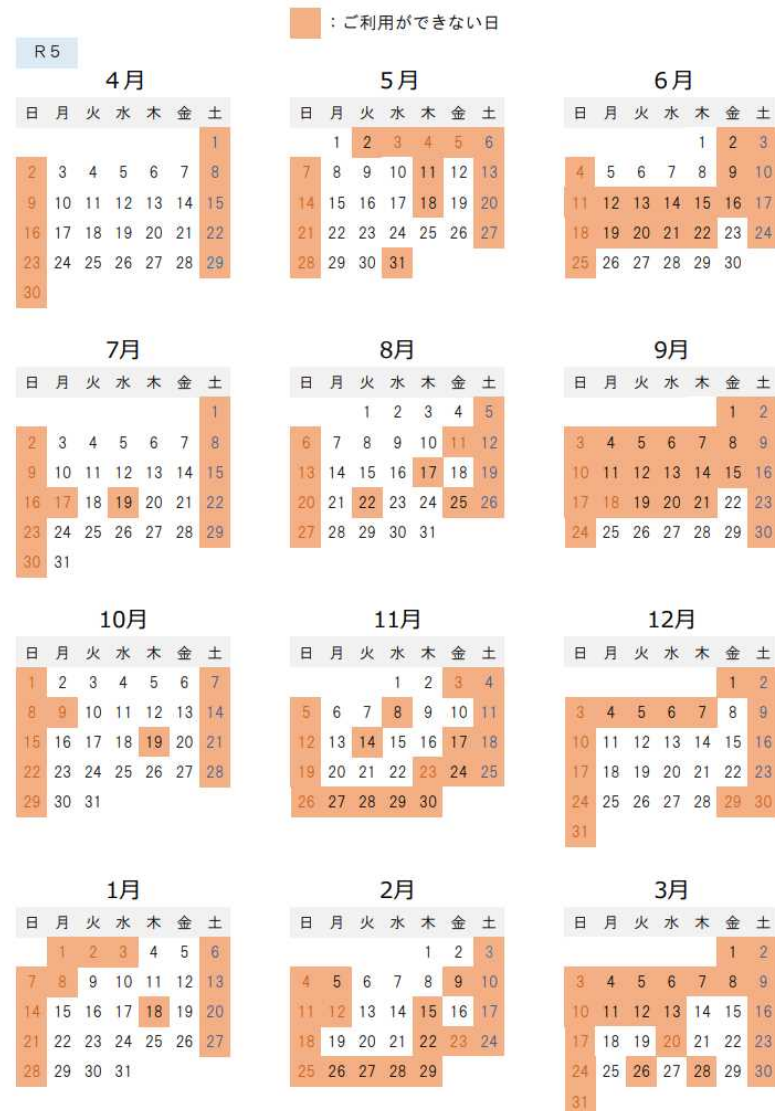
席数： 24席(先着順)

また、議場を開放することで議会をより身近に感じてもらう機会とするとともに、
コロナ禍で活躍の場が減少している出演者の情報発信の場となることを目指し、
令和5年3月には議場コンサートを開催した。

議場コンサートは入場無料、予約不要。傍聴席は定員40名。

(定員を超えた場合は、本庁舎1階の市民室のモニターで視聴)

議場の開放スケジュール



議場コンサート

